

## 相双の魅力発見！理想の働き方から考える移住定住推進事業 お仕事セミナー実施業務委託公募型プロポーザル方式実施要領

### 1 目的

この要領は、相双の魅力発見！理想の働き方から考える移住定住推進事業お仕事セミナー実施業務委託において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により業務委託者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定める。

### 2 委託業務の概要

#### (1) 業務名

相双の魅力発見！理想の働き方から考える移住定住推進事業  
お仕事セミナー実施業務委託

#### (2) 業務内容

別紙仕様書（案）のとおり

#### (3) 履行期限

委託契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

#### (4) 委託費の上限

3,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）

#### (5) 留意事項

本事業は、令和6年度予算として執行するものであることから、事業は国及び県の予算が可決され、令和6年4月1日以降に予算の執行が可能になったときに確定する。

### 3 参加資格

プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

#### (1) 福島県内に本社、本店、支店、支社、営業所等があり、福島県相双地方振興局との打合せ等に迅速に対応できる法人又は個人。

なお、本業務においては、企業連合（本業務を共同連帯して受託するため、2以上の法人を構成員として結成された共同企業体をいう。）は認めない。

#### (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (3) 実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

#### (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続

き開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げるものでないこと。

ア 役員等(プロポーザル参加者が個人である場合にはその者を、プロポーザル参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)と認められる者。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(6) 県税を滞納している者でないこと。

(7) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(8) 以下に該当する者が役員でないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられている者

(9) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定によるもの)及び宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)でない者。

(10) プロポーザル実施日前3年間、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。

(11) 営業に関し許可又は認可を必要とする場合において、これを得ていること。

#### 4 プロポーザルに関する手続き

(1) プロポーザル参加に係る書類の交付

実施要領及び企画提案書様式等については、福島県相双地方振興局ホームページからダウンロードして入手すること。

なお、福島県相双地方振興局の窓口又は郵送等での配布は行わない。

(2) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式1-4 実施要領等に関する質問書】により受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和6年3月4日(月)正午(必着)まで

イ 提出方法 原則として電子メール又はFAXにより提出すること。なお、FAXによる場合は送信した旨を電話連絡すること。

ウ 質問書に対する回答期限及び回答方法

令和6年2月28日(水)から令和6年3月6日(水)までの間、福島県相双地方振興局企画商工部ウェブページ(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01260a/>)に随時回答を掲載する。

(3) 参加表明書の提出(必須)

プロポーザル参加者は、【様式1-1 公募型プロポーザル参加表明書】に添付書類を添えて次のとおり提出するものとする。

ア 提出期限 令和6年3月8日(金)午後5時(必着)

イ 提出方法 プロポーザル担当課に持参又は郵送で提出

※持参による提出の受付時間は、月曜日～金曜日(祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

ウ 留意事項

提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、以降のプロポーザル手続きに参加できないものとする。なお、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとする。

(4) 企画提案書等の提出(必須)

プロポーザル参加者は、別添の【企画提案書作成要領】で定める書類(以下「企画提案書等」という。)を次のとおり6部提出するものとする。

ア 提出期限 令和6年3月14日(木)午後5時(必着)

イ 提出方法 プロポーザル担当課に持参又は郵送で提出

※持参による提出の受付時間は、月曜日～金曜日(祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

ウ 留意事項

企画提案書等は参加表明書提出者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、作成等に要する費用は、全て提出者の負担とする。また、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

(5) 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、これを無効とする。

- ア 資格要件を満たさない者、又は委託契約候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- イ 参加表明書を提出しなかった者又は参加表明書に虚偽の記載を行った者による提案
- ウ 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。(企画提案書に参加資格の確認のための書類及び企画提案書の内容を確認するための書類が添付されていない場合を含む。)
- エ 2(4)に示す委託契約額の上限額を超える提案
- オ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案
- カ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- キ 審査委員又は関係者に企画提案書に関する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合。(本要領に示した質問を除く。)
- ク その他、プロポーザルに関する条件に違反した提案

(6) 参加資格審査結果の通知

期限までに提出された参加表明書及び企画提案書等については、それらの内容及び参加資格要件の適否を確認し、全提案者へ速やかに文書で通知する。

5 プロポーザルの審査に関する事項

プロポーザル参加者からの提案を受け、審査委員会においてこれを総合的に評価し、委託契約候補者(単独随意契約予定者)を選定する。

(1) 審査方法

プロポーザルの審査は、別途設置する「プロポーザル審査委員会」(以下「委員会」という。)がプレゼン形式で行うものとする。

(2) 審査基準

企画提案書の評価項目、判断基準及び配点は、公募型プロポーザル方式評価項目採点表(様式1-5)のとおりとする。

(3) 委託契約候補者の決定

委員会は、提出のあった企画提案書等について総合的に審査し、事業の委託契約候補者を選定する。

県は、委員会からの報告を基に、委託契約候補者及び次点者を決定するものとする。

(4) 審査結果の公表

審査は非公開で行うが、企画提案書の審査の公平性、透明性及び客観性を期すため、各提出者の審査結果を公募型プロポーザル方式審査結果書（様式 1-6）により公表する。

(5) 著作権

採用された企画提案書等及び事業の成果品の著作権は、福島県に帰属する。

6 契約の締結について

(1) 委託契約候補者

審査会により選定された委託契約候補者を単独随意契約予定者とし、別途定める予定価格の範囲内で委託契約を締結する。

(2) 仕様書の協議等

委託内容の詳細は、企画提案内容を基に双方が協議の上で決定する。

なお、仕様書の内容は、委託契約候補者から提案された内容を基本とするが、協議の結果、提案内容のとおりには反映されない場合もある。

(2) 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は 2 (4) に示す上限額を超えないものとする。

(3) その他

委託契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は委託契約候補者が契約を辞退した場合は、次点者と協議の上、契約を締結する。

7 プロポーザルの公正確保について

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、委託契約候補者の決定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 主なスケジュール

項 目	日 時
① 公告日	2月28日(水)
② 質問書の受付	2月28日(水)～3月4日(月) 正午まで
③ 質問書に対する回答	3月6日(水)までに随時
④ 参加表明書の受付	3月8日(金)午後5時まで
⑤ 企画提案書の受付	3月14日(木)午後5時まで
⑥ プロポーザル審査 (プレゼン形式)	3月18日(月)
⑦ 審査結果の通知	3月19日(火)
⑧ 見積書の徴取	3月下旬(予定)
⑨ 業務委託契約	4月以降

## 9 企画提案書の取扱い

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をし、企画提案書が無効とされた場合には、その者に対して入札参加制限措置を行う場合がある。
- (3) 提出された企画提案書は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出された企画提案書は、原則として非開示とするが、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することがある。なお、開示する際には、企画提案書の写しを作成し使用する。

## 10 特記事項

- (1) 企画提案に対する規模、効果の数値的目標は設定しないが、プロポーザルで提案のあった規模を下回ることはできない。
- (2) 仮に、企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、委託金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求を行う場合がある。

## 11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒975-0031

福島県南相馬市原町区錦町1-30 南相馬合同庁舎北庁舎1階

福島県相双地方振興局 企画商工部地域づくり・商工労政課(担当:千葉)

電話 0244-26-1142 F A X 0244-26-1120

メールアドレス [so-so-localsupport@pref.fukushima.lg.jp](mailto:so-so-localsupport@pref.fukushima.lg.jp)